

Press Release

報道関係者 各位

平成28年11月25日 【照会先】

年金局 事業管理課

課長補佐 松尾 辰二 (内線 3661) (直通電話) 03 (3595) 2811

年金局 事業管理課調査室

室長補佐 武井 亜起夫(内線 3582)

(直通電話) 03(3595)2794 (代表電話) 03(5253)1111

日本年金機構 事業推進統括部

部 長 安部 隆 (直通電話) 03(6892)0764

平成 28 年 9 月末現在 国民年金保険料の納付率

厚生労働省では、このほど、平成 28 年 9 月末現在の国民年金保険料の納付率を取りま とめましたので公表します。

本資料には、未納分を遡って納付できる過去2年分を集計した「平成26年度分の納付率」、「平成27年度分の納付率」と、平成28年4月分から平成28年8月分までの保険料のうち、平成28年9月末までに納付された月数を集計した「現年度分の納付率」をまとめています。

- 平成26年度分(過年度2年目)の納付率(注1)は、70.6% (26年度末から+7.6ポイント)※平成28年度末時点の目標は、26年度末から+7.0ポイント(注3)
- 平成27年度分(過年度1年目)の納付率(注2)は、66.8% (27年度末から+3.4ポイント)※平成28年度末時点の目標は、27年度末から+4.0ポイント(注3)
- 平成28年4月分~平成28年8月分(現年度分)の納付率は、58.1% (対前年同期比+1.6%)

※平成28年度末時点の目標は、前年度実績から+1.0ポイント(注3)

- (注1) 平成26年度分(過年度2年目)の納付率:平成26年4月分~平成27年3月分の保険料のうち、平成28年9月末までに納付された月数の割合。
- (注2) 平成27年度分(過年度1年目)の納付率:平成27年4月分~平成28年3月分の保険料のうち、平成28年9月末までに納付された月数の割合。
- (注3)数値目標は、いずれも日本年金機構平成28年度計画による。
- (注4) 数値は、それぞれ四捨五入しているため、下一桁の計算が合わない場合がある。

国民年金保険料の納付率について

(平成28年9月末現在)

〇 平成26年度分(過年度2年目)の納付率は70.6%

(26年度末から7.6ポイントの伸び)

	26 年度末		27 年度末		7月末	8月末	9月末	26 年度末現在
	現在	\rightarrow	現在	\rightarrow	現在	現在	現在	からの伸び
26 年度分	63. 1%		68. 6%		69.8%	70. 3%	70. 6%	+7. 6%

○ 平成27年度分(過年度1年目)の納付率は66.8%

(27年度末から3.4ポイントの伸び)

	27 年度末		7月末	8月末	9月末	27 年度末現在
	現在	\rightarrow	現在	現在	現在	からの伸び
27 年度分	63. 4%		65. 6%	66. 2%	66. 8%	+3. 4%

○ 平成28年4月~平成28年8月分(現年度分)の納付率は、58.1%(対前年同期比+1.6%)

	納付月数(4月~8月分)	納付対象月数 (4月~8月分)	納付率
28年9月末現在 (対前年同期)	3, 132万月 (△3.0%)	5,389万月 (△5.7%)	58. 1% (+1. 6%)
27年9月末現在	3,230万月	5,714万月	56.5%

(参考) 強制徴収の実施状況

	튨	と終催告状 と	督促状	財産差押				
28年4月~28年	9月分 65	5,313件	19,685件	5,794件				
27年4月~27年	9月分 (6,052件	1, 986件	1, 933件				

[※]最終催告状…前年所得等を基に選定した強制徴収の対象者に対し、納付書とともに送付する催告文書。 記載した指定期限までに納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分(財産差押え)を 開始することを明記している。

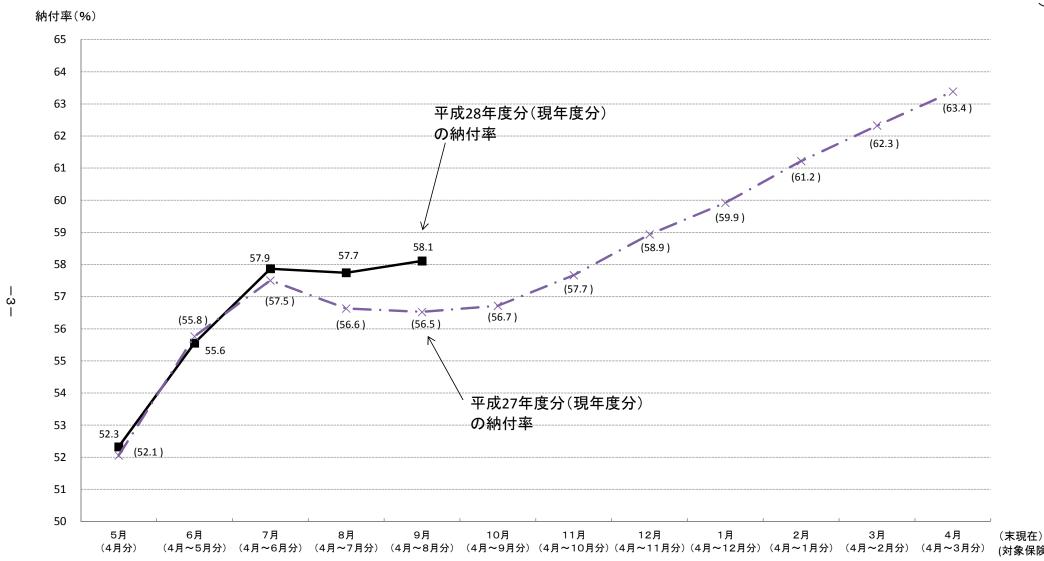
[※]督促状……最終催告状送付後、指定期限までに納付されない者に対し納付を督促する文書。督促状の 指定期限までに納付されない場合は、滞納処分が開始され、延滞金が課せられるほか、滞納者だけでな く連帯納付義務者(滞納者の世帯主や配偶者)の財産差押えが実施される。

都道府県別納付状況

(単位:%)

都道府県.	現年	度分		5年度分 2年目)	平成27年度分 (過年度1年目)					
H-ZE/II /IV	納付率	納付率伸び (対前年同期)	納付率	26年度末 からの伸び	納付率	27年度末 からの伸び				
全国	58.1	+1.6	70.6	+7.6	66.8	+3.4				
北海道	57.8	+2.2	69.9	+7.6	66.3	+3.9				
青 森	57.4	+1.5	70.3	+8.0	66.6	+3.4				
岩手	65.3	+1.9	78.3	+7.9	74.5	+3.6				
青 岩 岩 宮 城	57.7	+2.2	71.2	+8.5	67.2	+3.8				
秋田	65.7	+1.9	78.8	+7.1	75.2	+3.5				
山形	67.9	+1.3	79.9	+6.8	76.4	+3.5				
福島	57.9	+1.0	72.8	+8.2	68.0	+3.8				
茨 城	57.3	+2.2	68.1	+7.5	64.8	+3.1				
栃木	57.4	+2.0	68.2	+7.8	64.7	+3.1				
群馬	62.2	+1.7	73.8	+7.8	70.5	+3.5				
埼 玉	55.1	+1.5	67.2	+7.9	63.5	+3.2				
千 葉	56.4	+1.6	68.1	+7.2	64.4	+3.4				
東京	54.6	+1.8	66.8	+8.0	62.8	+3.3				
神奈川	57.4	+1.4	69.0	+7.2	65.3	+3.1				
新潟	71.3	+2.2	82.2	+6.9	79.2	+3.1				
富山	71.5	+2.2	81.3	+6.9	78.9	+2.7				
石川	69.2	+2.4	79.8	+6.7	76.6	+3.1				
福井	68.2	+1.6	79.5	+6.5	76.1	+3.2				
山梨	63.5	+1.4	75.4	+7.0	71.3	+3.1				
長野	67.1	+2.1	78.3	+7.1	75.3	+3.2				
岐 阜 静 岡	68.4 64.0	+2.3	78.0	+6.2	75.0	+2.7				
	63.1	+2.0 +2.0	74.1 73.7	+6.7 +6.8	71.1 70.4	+2.9 +2.8				
芝 和 三 重	66.3	+1.7	76.6	+6.0	70.4 73.3	+2.6 +2.6				
愛 三 重 滋 賀	64.7	+2.0	76.6 76.6	+7.1	73.3 73.2	+3.5				
京都	58.4	+1.6	73.8	+8.1	69.1	+4.0				
大阪	48.4	+1.4	62.6	+8.6	57.9	+3.8				
兵 庫	57.5	+2.5	70.7	+8.3	66.6	+3.9				
奈 良	62.1	∆0.7	76.4	+7.2	72.6	+3.6				
和歌山	66.6	+1.4	77.9	+7.0	74.4	+3.2				
鳥取	65.0	+3.5	77.8	+8.2	74.2	+3.9				
島根	71.7	+2.6	83.8	+7.1	80.8	+3.2				
岡山	60.9	+2.1	74.7	+8.4	70.5	+3.4				
広島	64.0	+2.6	75.2	+7.6	71.9	+3.2				
山口	65.4	+2.1	76.3	+7.0	72.6	+3.1				
徳島	61.8	+1.4	73.4	+7.2	70.0	+3.1				
香川	65.4	+2.7	77.2	+8.2	73.5	+3.4				
愛媛	64.3	+1.9	75.7	+7.0	72.4	+3.6				
高知	63.0	+2.6	75.7	+8.6	71.8	+3.6				
福岡	52.8	△0.2	68.9	+7.0	64.1	+3.6				
佐賀	61.0	+0.5	74.7	+7.3	70.4	+3.6				
長崎	54.2	△0.4	68.6	+7.4	64.0	+3.3				
熊本	56.1	∆2.2	72.1	+6.8	66.8	+2.3				
大分	56.4	+1.4	70.2	+5.8	65.6	+3.6				
宮崎	57.4	+1.5	71.2	+7.7	67.0	+4.0				
鹿児島	56.0	+2.0	70.8	+7.9	66.7	+4.1				
沖縄	37.4	+1.0	55.3	+10.2	49.1	+4.6				

国民年金保険料の納付率(現年度分)の推移



都道府県別全額免除割合

平成28年9月末現在

(単位:%)

			現年度		1	前年同期	前左由士	(単位:%)	
	法定免除	申請全額		VV — ±1 A	全額免除	削平问别 全額免除	前年度末 ^{全額免除}	対前年同期	
	割合	割合	学特割合	猶予割合	割合	割合	割合	増減幅	
全国	8.6	10.4	8.6	2.0	29.6	28.5	35.0	1.1	
北海道	13.9	12.8	7.7	2.1	36.5	34.9	42.1	1.6	
青 岩 岩 宮 城	11.5	16.1	6.7	2.2	36.5	36.1	42.3	0.3	
岩 手	11.6	11.5	7.0	2.1	32.2	31.3	36.1	0.8	
	8.5	10.9	8.7	2.3	30.4	29.0	34.7	1.4	
秋田	11.6	12.8	8.1	2.2	34.8	33.7	40.4	1.1	
山 形	9.7	9.4	8.6	2.0	29.7	29.2	33.1	0.5	
福島	8.7	12.3	7.9	2.3	31.2	30.3	37.2	0.9	
茨城	6.3	9.9	8.0	1.9	26.2	24.7	31.5	1.4	
栃木	7.9	9.5	7.9	2.3	27.6	26.3	31.4	1.2	
群 馬 埼 玉	7.0	10.1	8.4	2.3	27.7	26.6	31.6	1.1	
	6.5	6.7	8.5	1.9	23.6	22.0	28.9	1.6	
千 葉	7.0	6.8	8.8	1.8	24.3	23.1	29.4	1.3	
東京	6.4 7.7	6.7	7.4	1.6	22.1	21.2	27.5	0.9	
神奈川		6.4	8.9	2.0	24.9	24.0	29.3	1.0	
新 潟 ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ	10.3 8.7	9.6 7.0	9.8 10.5	2.6 1.7	32.4 27.9	30.3 26.7	35.2 31.6	2.1 1.2	
	8.5	8.8	11.8	2.2	31.4	30.5	34.9	0.9	
石川福井	8.5	9.8	9.8	2.2	30.6	29.2	33.5	1.4	
山梨	7.2	10.9	10.2	2.5	30.7	29.2	34.2	1.4	
長野	8.8	8.5	7.8	1.8	26.8	25.3	31.0	1.5	
岐 阜	6.8	9.9	9.1	2.1	27.9	26.0	31.0	1.9	
静岡	7.6	7.3	8.6	1.8	25.3	25.2	30.0	0.1	
愛知	6.6	8.9	8.3	2.1	25.9	24.2	29.9	1.8	
愛 知 三 重	8.4	8.8	8.3	1.8	27.4	26.5	32.1	0.9	
滋賀	7.4	10.1	11.1	2.6	31.3	30.1	35.5	1.2	
京都	9.1	11.9	9.8	1.8	32.6	32.1	39.6	0.5	
大阪	9.3	13.0	8.0	2.0	32.4	30.6	39.8	1.8	
兵 庫	8.8	13.4	10.6	2.4	35.2	32.8	39.8	2.4	
奈 良	8.1	13.1	10.7	2.4	34.3	36.5	41.4	-2.2	
和歌山	8.7	17.6	8.0	2.6	36.9	35.4	41.0	1.4	
鳥取	11.3	13.2	10.1	2.6	37.2	34.4	41.4	2.7	
島根	12.4	10.1	11.0	2.1	35.8	34.6	39.9	1.2	
岡山	9.7	9.7	9.7	2.0	31.1	30.1	38.7	1.0	
広島	9.9	11.3	10.8	2.5	34.5	32.3	38.4	2.2	
	10.2	13.5	9.3	2.4	35.4	33.5	38.8	1.9	
<u>山 口</u> 徳 島	11.0	16.1	9.9	2.4	39.3	37.9	43.8	1.4	
香川	8.7	12.9	9.7	2.1	33.4		37.5	1.8	
愛媛	11.1	16.6	8.6	2.5	38.8	37.8	43.4	1.0	
高知	12.2	16.2	8.6	2.7	39.7	37.9	44.4	1.8	
福岡	10.4	12.6	9.3	1.9	34.3	35.4	44.6	-1.2	
佐賀	9.0	12.4	9.1	2.3	32.7	33.2	39.8	-0.5	
長崎	11.8	11.9	7.6	1.6	32.8	35.1	41.5	-2.3	
熊本	10.0	14.0	8.1	2.0	34.0	35.2	41.3	-1.2	
大 分	10.7	15.3	9.1	2.8	37.8	36.3	44.4	1.6	
宮崎	10.9	17.0	8.2	2.3	38.3	37.2	44.2	1.1	
鹿児島	12.4	17.5	7.2	2.3	39.3	37.5	46.2	1.8	
沖縄	9.4	25.8	5.8	2.2	43.2	42.7	52.2	0.6	

注)

法定免除者数+申請全額免除者数+学生納付特例者数+納付猶予者数

全額免除割合= -

第1号被保険者数(任意加入被保険者を除く)

(参考資料3)

納付率の定義

平成26年度分(過年度2年目)の納付率

平成26年度分の納付率(%) (平成26年4月~平成27年3月分) = (平成28年9月末現在の 平成26年度分の納付月数 × 100 平成28年9月末現在の 平成26年度分の納付対象月数 × 100

平成27年度分(過年度1年目)の納付率

平成28年4月~平成28年8月分(現年度分)の納付率

※ 保険料の納付期限:当該月の翌月末日(平成28年8月分保険料の場合、納付期限は平成28年9月末日)